

安芸高田市ふるさと納税一括代行業務委託公募型プロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、安芸高田市ふるさと納税一括代行業務の委託に係る委託業者を選定するためのプロポーザルに必要な事項を定める。

2 業務概要

(1) 業務名

安芸高田市ふるさと納税一括代行業務

(2) 業務期間

2026 年 4 月 1 日から 2029 年 3 月 31 日まで

※契約を締結した日の翌日から 2026 年 3 月 31 日までの期間を業務引継ぎ期間とする。なお、業務引継ぎに関する費用は、受託者の負担とする。

(3) 業務内容

別紙「安芸高田市ふるさと納税一括代行業務仕様書」（以下「仕様書」という）のとおり

(4) 予算額（委託料算出率）

委託料の上限は寄附額の 6%（消費税額及び地方消費税額を除く）とする。

なお、当該委託料には、返礼品に係る調達費用を含めないものとする。

3 参加資格

本業務の提案に参加を希望するものは、次の参加要件を全て満たすものとする。

- (1) 安芸高田市建設工事指名業者等選定要綱第 4 条に規定する安芸高田市競争入札参加資格者名簿に登録された者であること。ただし、当該資格を有していない者であっても、参加申込手続き時に、本市が求める「資格審査に関する資料」（3 ページ「6 参加申込の手続き（1）提出書類⑤」に詳細あり）を提出し、受理された場合は、参加資格を有するものとする。
- (2) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定のほか、次に掲げるものに該当しない者であること。
 - ① 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に規定する更生手続きの適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生計画認可の決定がされていない者であること。
 - ② 民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に規定する再生手続きの適用を申請した者で同法に基づく裁判所からの再生計画認可の決定がされていない者であること。
- (3) 国税及び地方税の滞納がないこと。
- (4) この公示の日から契約を締結した日までに、建設業者等指名除外要綱（平成 16 年安芸高田市訓令第 77 号）第 2 条 1 項に規定する指名除外等の措置を受けていない者であること。
- (5) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 6 号に規定する暴力団員(以下同じ。))又は暴力団関係事業者(暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第 2 号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう)に該当しない者であること。

- (6) 個人情報の保護について、本市の施策に準じた措置を講じることができること。
- (7) 市区町村においてふるさと納税業務の実績を有すること。
- (8) 支店や営業所等を中国地方に設けているまたは業務開始までに設ける予定であり、十分に連絡調整ができる体制であること。

4 スケジュール及び実施要領等の交付

(1) スケジュール

項 目	日 程
プロポーザルの実施要領の公表・参加申込の受付開始	2025 年 7 月 11 日（金）
質問の受付期間	2025 年 7 月 11 日（金）～7 月 25 日（金）
質問に対する最終回答	2025 年 7 月 31 日（木）
参加申込の期限	2025 年 7 月 31 日（木）午後 5 時まで
参加資格審査結果の通知	2025 年 8 月 12 日（火）
企画提案書等の提出期限	2025 年 9 月 30 日（火）午後 5 時まで
企画提案審査（プレゼンテーション）	2025 年 10 月 3 日（金）～10 月 14 日（火） ※日時等詳細が決まり次第通知
審査結果の通知	2025 年 10 月 20 日（月）予定
契約の締結	2025 年 11 月上旬
事業の引継ぎ	契約締結日の翌日～2026 年 3 月 31 日（火）
事業開始	2026 年 4 月 1 日（水）

(2) 実施要領及び仕様書の交付

実施要領及び仕様書の交付は、安芸高田市ホームページ上で行う。（ダウンロード）

5 質問の受付及び回答

(1) 提出書類

質問書【様式 1】

(2) 質問の受付期間

2025 年 7 月 11 日（金）～7 月 25 日（金）

(3) 送信先

メールアドレス：furusato@city.akitakata.jp

※送信後は、下記宛に送信した旨の電話連絡をすること。

安芸高田市役所 政策企画課 地方創生推進係

電話：0826-42-5612（土日祝日を除く、午前 9 時～午後 5 時）

(4) 提出上の注意

- ① 電子メールの件名は「プロポーザルに関する質問（事業者名）」とすること。
- ② 電子メールによる質問のみ受け付ける。

③ 質問書は参加申込書を提出する事業者のみ受け付ける。

(5) 回答

① 2025 年 7 月 31 日（木）までに、安芸高田市ホームページにおいて随時掲載する。

② 質問を行った事業者名は公表しない。

③ 回答に対する再度の質問には回答しない。

6 参加申込の手続き

本プロポーザルへの参加を希望するものは、次の書類を提出するものとする。

(1) 提出書類

① 参加表明書【様式 2】

② 会社概要書【様式 3】

③ 関連業務実績書【様式 4】

④ 協力会社概要書【様式 5】

※業務遂行のため、社外の協力を求める場合のみ作成すること。

⑤ 資格審査に関する資料

ア 法人の登記事項証明書又は登記簿謄本（発行後 3 ヶ月以内のもの）

イ 定款の写し

ウ 直近 1 年の事業年度の「貸借対照表」、「損益計算書」、「株主資本等変動計算書」及び「注記表」

エ 滞納がない旨の証明書（法人税と消費税及び地方消費税）

オ 滞納がない旨の証明書（市町村税）

※1 ページ「3 参加資格（1）」を確認の上、必要な場合のみ提出すること。

(2) 提出期限

2025 年 7 月 31 日（木）午後 5 時まで（必着）

(3) 提出先

安芸高田市役所 政策企画課 地方創生推進係

〒731-0592 安芸高田市吉田町吉田 791 番地

(4) 提出方法

持参又は郵送とする。

① 持参の場合は、土日祝日を除く、午前 9 時～午後 5 時の間に持参すること。

② 郵送の場合は、7 月 31 日（木）必着とする。なお、受取日時及び配達されたことが証明できる方法によることとする。

(5) 辞退

参加表明書を提出した後、都合により辞退する場合は、速やかに辞退届【様式任意】を持参又は郵送により提出すること。

7 参加資格審査結果の通知

2025 年 8 月 12 日（火）までに、参加資格審査結果通知書により、参加表明書に記載された連絡先に電子メールで通知する。

8 企画提案書等の提出

参加表明書を提出し、このプロポーザルに参加する者は、次に掲げる書類を提出すること。提出締切日以降における提案書等の差換え及び提出は一切認めない。

(1) 提出書類

- ① 企画提案書提出届【様式 6】
- ② 企画提案書
- ③ 企画提案書の概要版
A3 判、片面印刷、2 枚までとする。
- ④ 見積書【様式 7】

(2) 提出期限

2025 年 9 月 30 日（火）午後 5 時まで

(3) 提出先

安芸高田市役所 政策企画課 地方創生推進係
〒731-0592 安芸高田市吉田町吉田 791 番地

(4) 提出方法

持参又は郵送とする。

- ① 持参の場合は、土日祝日を除く、午前 9 時～午後 5 時の間に持参すること。
- ② 郵送の場合は、9 月 30 日（火）必着とする。なお、受取日時及び配達されたことが証明できる方法によることとする。

(5) 企画提案書作成要領

- ① 提案書は、表紙・目次・本編で構成し、本編よりページ番号を付すこと。
- ② 提案書は表紙を除き任意様式(A4 判、両面印刷、枚数不問)とする。なお、図・表などは A3 折込での作成も可とする。
- ③ 文字の大きさは 11 ポイント以上を使用すること。
- ④ 提出部数は、正本 1 部、副本 7 部とする。
- ⑤ 表紙は、正本のみ代表者印の押印をすること。
- ⑥ 提案趣旨やアピールしたいポイントなどを簡潔にわかりやすく記述し、意思表示は明確にすること。
- ⑦ 10 企画提案審査（プレゼンテーション）の「企画提案審査評価項目」に沿った内容とすること。

(6) 見積書【様式 7】

- ① サイズは A4 判とする。
- ② 提出部数は、正本 1 部、副本 7 部とする。
- ③ 表紙は、正本のみ代表者印の押印をすること。

- ④ 積算に当たり次のことに留意すること。

ア 委託料の見積額は寄附金額 10,000 円に対する経費とする。消費税及び地方消費税相当額を除いた額で記載すること。

イ 次の内容は委託料には含めないが、見積書には別途記載すること。

- ・ 返礼品代及び返礼品の配送料は見積もりに含まないこと。ただし、返礼品の配送料について独自の運用により経費の削減につながる提案がある場合は、積算方法等を示すこと。
- ・ その他導入費用など、別途発生する費用

9 失格に関する事項

参加申込者は、以下のいずれかに該当した場合は、失格又は無効とする。

- (1) 実施要領に定める参加資格を満たさない場合
- (2) 実施要領に定める手続きを遵守しない場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載をした場合
- (4) 提出書類に不備がある場合（軽微な場合を除く）
- (5) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

10 企画提案審査（プレゼンテーション）

選定に当たり、プレゼンテーションによる審査を行い、各委員の採点結果を集計後、市の設定する基準点を満たす者のうち、評価点合計の高い応募者を最優秀提案者として決定する。なお、同点の場合は、委員の協議により候補者を選定するものとする。

- (1) 実施日

2025 年 10 月 3 日（金）～10 月 14 日（火）

- (2) 詳細な日時、場所

企画提案者に対して、別途通知する。

- (3) 審査時間

説明時間は 20 分以内、質疑応答 10 分程度とする。

- (4) その他

- ① 参加人数は 2 名以内とする。
- ② 原則、プレゼンテーション審査の順番は、提案書等の提出順とする。
- ③ プレゼンテーションにパソコン等の機器を使用する際は、参加希望者が準備することとする。ただし、それらを使用するための準備に要する時間は、プレゼンテーション審査開始前 10 分以内とする。なお、スクリーン、プロジェクターについては安芸高田市が準備する。必要な際は事前に連絡すること。
- ④ プレゼンテーションの際、追加資料の提出は一切認めない。
- ⑤ プレゼンテーションは非公開とする。
- ⑥ 審査の経緯・内容に関する問い合わせは一切回答しない。

(5) 企画提案審査評価項目

④運用管理、⑦PR・広告宣伝に関する企画提案に記載の※印は、企画提案書に盛り込むこと。

項目	評価基準	配点
①業務実績	・同種または類似の業務実績は十分であるか。	10
②個人情報保護及び情報セキュリティ	・本業務における個人情報の管理やセキュリティ対策について、十分な対応となっているか。	5
③業務開始計画	・運用開始（2026年4月1日）に向け、返礼品提供やポータルサイトへの対応が支障なく行える体制及びスケジュールになっているか。 ・準備体制（人員の配置、返礼品提供事業者への周知、配送事業者との契約等）が整えられた上で、運用方法の切り替えのための寄附募集停止期間が必要な場合、最小限となるように工夫をしているか。	10
④運用管理	・寄附受付及び寄附情報の管理・運用について、管理システムにより適切に一元的な管理が可能であるか。（※使用する管理システムを示して説明すること） ・返礼品等の発注から配送、調達費等の支払いまでの業務フローは効率的かつ正確に対応できる仕組みが構築されているか。 （※上記2点について、本市や寄附者、返礼品提供事業者、受託者間で発生する申込情報や寄附金、返礼品の配送等の業務全般のフロー図（各業務に要する日数等も記載すること）を用いて説明すること）	15
⑤業務体制	・必要な人員配置（配置する人員のうち、1名以上は6ヶ月以上の経験者の配置に努めること）や役割分担がなされ、安定的に本市との連携や情報共有を図ることができる体制であるか。 ・繁忙期や緊急時等の対応も着実に実施できる体制であるか。 ・返礼品提供事業者や配送事業者との連携を密にし、返礼品の在庫管理、配送状況の把握や配送業務を効率かつ円滑に行うことができるか。	10
⑥寄附者対応	・コールセンター等を配するなど、寄附者からの問い合わせや苦情対応に適時、責任を持って対応できる体制となっているか。 ・トラブルが発生した際には、迅速に関係先と連携できる体制が整っているか。	10
⑦PR・広告宣伝に関する企画提案	・寄附額を伸ばすための提案（集客力、転換率、寄附単価の向上等）やシティープロモーションに繋がる提案が、ふるさと納税市場におけるマーケティングの視点に基づく具体的かつ実現性のある内容となっているか。	25

	・寄附拡大につながるポータルサイトページの充実（返礼品のサムネイルの見せ方等）を図る提案は示されているか。（※返礼品の掲載ページのイメージを用いて説明すること） ・ふるさと納税制度を通じて、返礼品はもとより、市及び市内事業者のPR・活性化に寄与する提案となっているか。 ・ふるさと納税制度を通じて、本市のファンやリピーターの増加につながる具体的かつ効果的な提案は示されているか。	
⑧返礼品の開発・拡充に関する企画提案	・本市の特性、市場の動向やマーケティングの視点を踏まえた、寄附拡大に効果的な返礼品開発計画（新規返礼品の開拓や魅力向上の工夫等）となっているか。 ・返礼品提供事業者と連携を密にし、既存返礼品のブラッシュアップに努めているか。 ・返礼品提供事業者の負担を最小限に、返礼品の紹介や画像を充実させることができるか。	25
⑨独自提案	・これまでの実績や強みを生かし、寄附額の増加や具体的な経費削減、PRの方法などにおいて、独自の知見による提案かつ、本市にとって有益な提案であるか。	20
⑩参考見積書	提案内容に見合った適切な見積額となっているか。	20
合計		150

1.1 審査結果の通知

審査結果については、企画提案書を提出したすべての提案者に対して、書面により通知するとともに、受託候補者名について、安芸高田市ホームページへ掲載する。なお、選定の詳細についての問い合わせは、原則応じない。

(1) 通知日

2025 年 10 月 20 日（月）頃

1.2 受託候補者との協議

受託候補者は、本市と仕様及び価格等の細目について協議をするものとする。この場合に、本市は必要に応じて受託候補者の提案に対して、提案内容の趣旨を変更しない範囲において修正を求めることができるものとする。ただし、受託候補者と協議が整わない場合は、次点者と協議を行うものとする。

1.3 契約

受託候補者を特定した後の契約手続きは、安芸高田市財務規則（平成 16 年安芸高田市規則第 39 号）に基づき随意契約とし、受託候補者と協議を行い、協議が整った時点で契約を締結する。

1 4 その他

- (1) 本プロポーザルに伴う、提案書等の作成及び提出等それらに係る費用の一切は提案者の負担とする。
- (2) 提出された提案書等は、返却しない。
- (3) 提出された提案書等は、本業務に係る事務手続き以外の目的で使用しない。
- (4) 申請書類の公開については、安芸高田市情報公開条例(平成 16 年条例第 14 号)に基づき取り扱う。
- (5) 提出された提案書等の著作権は、当該提案書等を作成した者に帰属する。
- (6) 本市は、プロポーザル方式の手続き及びこれに係る事務処理において必要があるときは、提出された提案書等の全部又は一部の複製等を行うことができるものとする。
- (7) 審査基準に関する質問は受け付けない。
- (8) 提出された書類に虚偽の記載があった場合は、失格とする。
- (9) 提案者が 1 者のみの場合でも、プレゼンテーションを行い、市の設定する基準点に満たない場合は失格とする。
- (10) 審査の結果、いずれの提案も本実施要領で示した内容を満たしていないと判断した場合は、事業者の選定を行わないことがある。

1 5 寄附実績

	2022 年度	2023 年度	2024 年度
寄附件数 (件)	9,881	23,599	6,508
寄附金額 (千円)	200,779	445,622	144,200

1 6 問い合わせ先

〒731-0592 広島県安芸高田市吉田町吉田 791 番地

安芸高田市役所 政策企画課 地方創生推進係

電話：0826-42-5612（受付：土日祝日を除く、午前 9 時～午後 5 時）

メールアドレス：furusato@city.akitakata.jp